沼津市国民健康保険条例の一部改正について

沼津市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年2月7日提出

沼津市長 賴 重 秀 一

沼津市国民健康保険条例の一部を改正する条例

沼津市国民健康保険条例(昭和35年条例第22号)の一部を次のように改正する。

第10条の4の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者(法 附則第7条第1項に規定する退職被保険者等(以下「退職被保険者等」という。)以 外の被保険者をいう。以下同じ。)に係る」を削り、同条第1号ア中「(一般被保険 者に係るものに限る。)」を削り、同号イ中「附則第22条」を「附則第7条」に改め、 「県が行う国民健康保険の一般被保険者に係るものに限り、」を削り、同号カ中「退 職被保険者等に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相 当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養 費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療 養費の支給に要する費用の額並びに県が行う国民健康保険の一般被保険者に係る」及 び「及び退職被保険者等に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用の額」 を削り、同条第2号イ中「附則第22条」を「附則第7条」に改め、同号ウ中「(エに おいて「国民健康保険保険給付費等交付金」という。) (退職被保険者等の療養の給 付等に要する費用(法附則第22条の規定により読み替えられた法第70条第1項に規定 する療養の給付等に要する費用をいう。以下同じ。)に係るものを除く。)」を削り、 同号エ中「法附則第9条第1項の規定により読み替えられた」及び「並びに国民健康 保険保険給付費等交付金(退職被保険者等療養の給付等に要する費用に係るものに限 る。)」を削る。

第11条の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者に係る」を削り、「一般被保険者につき」を「被保険者につき」に改め、「(一般被保険者と 退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、当該世帯を一般被保険者の属する 世帯とみなして算定した世帯別平等割額)」を削る。

第12条の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条第1項中「一般被保険者」 を「被保険者」に改める。

第14条の見出し並びに同条第1項各号列記以外の部分及び第1号中「一般被保険者に係る」を削り、同項第3号中「一般被保険者に係る」を削り、「一般被保険者の」を「被保険者の」に改め、同項第4号ア中「一般被保険者に係る」を削り、「一般被保険者が」を「被保険者が」に改める。

第14条の2から第14条の5の2までを次のように改める。

第14条の2から第14条の5の2まで 削除

第14条の6中「又は第14条の2」及び「(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第11条の基礎賦課額と第14条の2の基礎賦課額との合算額をいう。第17条及び第20条の2において同じ。)」を削る。

第14条の6の2の見出し及び同条各号列記以外の部分中「一般被保険者に係る」を 削り、同条第1号中「であつて、県が行う国民健康保険の一般被保険者に係るもの」 を削り、同条第2号ア中「附則第22条」を「附則第7条」に改め、同号イ中「法附則 第9条第1項の規定により読み替えられた」を削る。

第14条の6の3の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者に係る」を削り、「一般被保険者につき」を「被保険者につき」に改める。

第14条の6の4の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者」 を「被保険者」に改める。

第14条の6の5の見出し及び同条第1項各号列記以外の部分中「一般被保険者に係る」を削り、同項第2号中「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第14条の6の6から第14条の6の8までを次のように改める。

第14条の6の6から第14条の6の8まで 削除

第14条の6の9中「又は第14条の6の6」及び「(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第14条の6の3の後期高齢者支援金等賦課額と第14条の6の6の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第17条及び第20条の2に

おいて同じ。)」を削り、「22万円」を「24万円」に改める。

第14条の7第2号ア中「附則第22条」を「附則第7条」に改め、同号イ中「法附則 第9条第1項の規定により読み替えられた」及び「、第72条の3の2第1項」を削る。 第17条第1項中「増加し、」を「増加」に改め、「、若しくは特例対象被保険者等

第17条第1項中「増加し、」を「増加」に改め、「、若しくは特例対象被保険者等でなくなつた」及び「若しくは第14条の2の額(被保険者数が増加若しくは減少した場合(特定同一世帯所属者に該当することにより被保険者数が減少した場合を除く。)又は特例対象被保険者等となつた場合における当該納付義務者に係る世帯別平等割額を除く。)」を削り、「若しくは第14条の6の6の額」を「の額(被保険者数が増加若しくは減少した場合(特定同一世帯所属者に該当することにより被保険者数が減少した場合を除く。)又は特例対象被保険者等となつた場合における当該納付義務者に係る世帯別平等割額を除く。)」に、「含む。)」を「含む。次項において同じ。)」に改め、「若しくは第14条の5」を削り、「発生した日、」を「発生し、又は」に、「)又は1世帯」を「)若しくは1世帯」に改め、同条第2項中「第14条の2の額、」、「若しくは第14条の6の6」、「(同条第3項又は第4項において読み替えて準用す

第20条中「若しくは第14条の2」及び「若しくは第14条の6の6」を削る。

る場合を含む。)」、「若しくは第14条の5」及び「、それぞれ」を削る。

第20条の2第1項中「又は第14条の2」を削り、同条第3項中「又は第14条の2」 及び「又は第14条の6の6」を削り、「22万円」を「24万円」に改め、同条第4項中 「又は第14条の2」を削る。

第20条の4第1項中「又は第14条の5」を削り、同条第3項中「又は第14条の5」、「又は第14条の6の8」及び「、「第14条第2項」とあるのは「第14条の6の5第2項」と」を削り、同条第4項第1号中「又は第14条の5」を削り、同条第6項中「又は第14条の5」、「又は第14条の6の8」及び「、「第14条第2項」とあるのは「第14条の6の5第2項」と」を削る。

第20条の5第1項中「又は第14条の2」を削り、同条第3項中「又は第14条の2」及び「又は第14条の6の6」を削り、「20万円」を「24万円」に改め、同条第4項及び第5項中「又は第14条の2」を削り、同条第7項中「又は第14条の2」及び「又は第14条の6の6」を削り、「20万円」を「24万円」に改め、同条第8項中「又は第14条の2」を削る。

付 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の沼津市国民健康保険条例の規定は、令和7年度以後の年度分の保険料について適用し、令和6年度分までの保険料については、なお従前の例による。

「提案理由」

国民健康保険法及び同法施行令の一部改正に伴い、退職者医療制度に係る規定を削除するとともに、国民健康保険料の賦課限度額を引き上げるほか、所要の改正を行うものである。